

○議長（田原正居） 中島議員。

〔中島謙二議員登壇、拍手〕

○中島謙二議員 自民党議員連盟の中島謙二でございます。

ただいまから一般質問を行いますので、知事を初め執行部の御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、高校生の学力向上対策について伺います。

現在、島根県内で、益田高校及び松江東高校の2校が文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール、略称SSHの指定を受け、独自の理数系授業が展開されております。SSHとは、将来の国際的な科学技術系人材を育てることをねらいとして、文部科学省が指定する高校等における理数系教育の充実を図る取り組みであり、学校ごとに大学や研究機関とも連携して魅力的なカリキュラムを開発し、生徒の科学への夢、科学を楽しむ心をはぐくみ、生徒の個性と能力を一層伸ばしていくことを目指すものであります。

生徒たちはカリキュラムの中で、宇宙飛行士の毛利衛氏などトップクラスの科学技術者と交流したり、独創的な研究課題に取り組んでその成果を発表したりといった体験を積み重ねており、その中から、今まで興味がなかった理数系学部を希望する子供たちが出てきたり、SSHでいい意味で場なれすることによって、卒業後の大学生活でも独自の視点を持って能動的に学ぶようになるなど、うれしい成果があらわれております。

ところで、今後、人口減少、少子高齢化のもとで、日本が世界の中で競争力を保ち、また環境問題、食料問題など山積する地球規模での課題解決に貢献するためには、大学等において現在のレベルよりさらに高度な知識、技術を習得することが必要になると言われております。そして、高校教育において求められるのは、大学等におけるそのような高度な学習に順応できる基礎的能力を養うことであります。したがって、SSHで培われる能動的に学習する力もその一つとして大切なものであり、今後とも力を注いでいただくよう望むものであります。しかし、もう一方で、やはりベーシックな学力をきちんと獲得をし、希望するスタートラインに立つことがまず重要であります。

そこで気になりましたのが、ことし大手予備校等2社が行った2009年度大学入試センター試験の平均点調査の結果であります。この調査によれば、島根

県の受験生の5教科総合の平均点は900点満点中520.8点で全国46位、全国トップの東京との差は130点以上、全国平均と比較しても50点以上低いという結果でありました。教科別では、国語が26位で全国平均を上回ったものの、その他の科目はすべて全国平均以下であります。このことは本年2月定例会の一般質問でも取り上げられ、このデータは必ずしも都道府県ごとの学力、成績をあらわすものではないことを伺ったところではあります。私が懸念いたしますのは、全国46位という結果よりも、大学入試センター試験を受けた県内の子供たちは本当に志望した大学等に進学できたのか、やむなく浪人した生徒が相当数いるのではないかという点であります。

そこでまず、県におかれては、県内高校生の大学進学状況について現在どのように把握され分析されているか、お聞かせください。

大切なことは、子供たちが希望を持って高校を巣立ち、本当に行きたい大学等に進学し、そしてよき人材として育っていくことでもあります。そのためにも、基礎的能力の向上に向け、さらなる取り組みが必要と思いますが、県としての対応策を伺います。

次に、高津川水系河川整備計画についてであります。

高津川は、吉賀町田野原の湧水池を源流に、津和野町を潤し益田港に注ぐ、幹線流路延長81キロメートルの一級河川であり、その下流部約20キロメートルが国直轄管理区間であります。そして、一級河川としては日本で唯一、支流も含めダムがないという貴重な川であり、国土交通省の調査で、平成19年、20年と2年連続、清流日本一の評価を受けております。

また、その流域には緑豊かな自然と、その恵みを大切に守り暮らし人々が調和するすばらしい環境が残っておりますが、一方で、高津川流域では、100名を超える死者、行方不明者を出した昭和18年の洪水を初め幾たびの災害を受けてきた歴史があり、戦後最大の洪水となった昭和47年の豪雨でも堤防決壊により64戸の家屋が全半壊し、1,983戸が水につかるなど甚大な被害をこうむっております。さらに、近年は、平成19年8月の隠岐における集中豪雨のような、いわゆるゲリラ豪雨による災害が全国的に多発しており、今後においても我々の予測をはるかに超える局地的な豪雨が頻発する危険性があります。

しかし、国直轄管理区間である高津川の中下流域においては、堤防のない延長が全体の7%を占め、また、今ある堤防も築堤が昭和40年以前の古いものが多く、現に近年、漏水等の被害が発生しており、もし今また昭和47年のような洪水が発生した場合には堤防が決壊したり水があふれたりするおそれがあるため、高津川中下流域の住民はこうした実情を訴え、長年にわたり河川改修を要望してきたところがあります。

こうした中、国土交通省浜田河川国道事務所が昨年7月に、向こう30年間の高津川水系の具体的な整備内容をまとめた高津川水系河川整備計画を策定いたしました。この計画では、今後30年間で、まず昭和47年の洪水に次ぐ昭和18年9月の洪水と同規模の洪水に耐えられる整備を行うこと、さらに益田地域の中核機能を擁している益田市街地の区間については、おおむね100年に1回程度の確率で起こる洪水にも耐えられる河道の整備を行うことが盛り込まれております。また、その計画策定において地域住民の意見を取り入れ、自然に配慮したダムのない河川整備計画となっております。

私としては、この整備計画は、高津川流域の実態を踏まえた極めて妥当なものだと考えており、ぜひともこの計画に沿った整備が必要だと思いますが、知事はこの計画をどのように評価されているのか、見解をお聞かせください。

ところで、一級河川の権限移譲につきましては、昨年10月、国土交通省が、高津川については県への移管を打診したとの新聞報道がありました。これ以降、益田地域では、直ちに高津川が国から県へ移譲されるかのように受け取り、今後整備がおくれるのではないかと、あるいは管理の水準が低下するのではないかなど、整備計画への期待が大きいだけに、不安を訴える声があります。

そこで、これまでの議会において、河川、道路の権限移譲に係る県の方針について説明を受けておりますが、再度、高津川の権限移譲について、知事の考えをお聞かせください。

また、知事として、河川管理者である国に対し、みずから策定した計画について責任を持って予算を確保し、着実に実行されるよう強く要望することが必要と考えますが、知事のお考えを伺います。

続いて、水産業の担い手対策についてであります。

島根県の漁業は、魚価の低迷、資源状況の悪化等により、多くの漁業種類において年々経営状況が悪化し、就業者の高齢化が進んでおります。特に就業者の高齢化は著しく、本県の漁業就業人口に占める65歳以上の割合は平成15年の数字で42.9%と、全国平均33.3%を10ポイント近く上回っております。

また、小さな漁村では、そこに暮らす人々は一般に半農半漁の形態が多いと言われております。しかし、島根県では海と山に挟まれた狭隘な地形の集落も多く、そのような漁村集落では周辺に広い農地がないことから、漁業の傍ら土木作業に従事して生活する人も多いのが実態であります。しかし、高齢化により土木作業もできなくなり、漁業からも人が離れていき、中山間地域と同様に、既に限界集落に近い多くの集落は、遠からず消えようとする状況にあります。したがって、漁業の存続のためのみならず、漁村集落を維持するという観点からも、漁業の担い手づくりは急務となっております。

しかしながら、新規就業者が漁業技術を習得し、自立した経営が可能になるまでには、多くの経験と年数が必要であります。全国漁業就業者確保育成センターのホームページに、大田市の小型底びき網の漁師としてIターンされた方の体験談が掲載されておりますが、その当時受け入れ先となった漁協の参事の話の中に、海を知るだけで3年、風と波、どこに魚がいるかわかるまでに3年など、独立して自分の船を持つとうとうころまで考えるなら7年から10年は覚悟しなさいと、漁師の厳しさを説明するくだりがありました。また、就業者と受け入れ側双方がこうした認識に立った上で、受け入れ側でも、就業条件に限らず、住居や定住補助のお世話から家族の相談事まで生活全般にわたる支援を行っていたことがうかがえました。無論、自立への道筋は、その土地の漁法や就業形態によっても異なってまいります。自立までの年数が、したがって一概に言えるものではありませんが、新規就業者の自立支援に当たってはある程度のスパンを念頭に、地域の実情に即し、弾力的に、かつ総合的な視点で行うことが肝要と考えます。

また、最初は単身で漁業の世界に飛び込んできた新規就業者も、いずれ家庭を持ち、子供を養育するようになります。就業者が将来にわたり家族とともに地域に定着し生活していくためには、やはり将来にわたり安定的な収入の確保が不可欠であります。

現在、島根県では、隠岐のまき網やイワガキ養殖、出雲部の定置網、浜田漁港を基地とした沖合底びき網、益田地域の一本釣り漁など、地域によりまことに多彩な漁業が営まれております。特に沿岸漁業においては、浜により、季節により、魚種により、それぞれ違うわざと知恵があり、さらに多彩であります。

私は、今後とも浦々に特色ある漁業を育てていくべきと考えておりますが、担い手が家族とともにその土地で暮らしていくためにも、地域ごとの特色を反映した収益性の高い漁業の構築が急がれます。そのため、県におかれては、水産業の安定的な発展を目指し、平成20年3月に新たな農林水産業・農山漁村活性化計画において担い手の確保・育成プロジェクトを策定されたところですが、具体的にどのような取り組みや支援が行われているのか、伺います。

続いて、口腔保健推進条例についてであります。

歯の健康と全身の健康との関連については、これまでの定例会でも何度か取り上げさせていただいたところでございますが、今回は、昨年10月に日本歯科医師会から報告された歯の健康と医療費に関する研究の成果について若干御紹介させていただきます。

これは、山梨県歯科医師会と香川県歯科医師会等の研究成果をもとに、日本歯科医師会が歯科受診状況と医療費との関連等を調査研究したものであります。この研究による結果、香川県、山梨県において歯科を受診している65歳以上の入院患者の医療費データを全国平均に補正し、国民健康保険中央会による平成19年度の65歳以上の1件当たりの入院医療費と比較しますと、歯科を受診している入院患者の1件当たりの医療費が15.6%少なく、同様の比較を外来医療費について行いますと、歯科を受診している外来患者のほうも7.1%少なくなっております。したがって、歯科診療を受けている患者の医療費は受けていない患者に比べて少なくなることが、この研究結果により明らかにされております。

また、同じく香川県、山梨県の65歳以上の歯科受診者のデータから、年齢構成別、残存歯数別の構成比を算出し、残存歯数の構成比が5歳若返ったと仮定しますと、国民健康保険及び社会保険診療基金による医療費に調剤、食事療養等を加えた医療費全体の削減効果は、国全体で1,618億円となります。

この結果、先ほどの歯科受診効果も合わせまし

て、もし65歳以上で医科を受診している人すべてが歯科の診療も受けてきちっと口腔のメンテナンスを行い、歯が今より健康で、残存歯数の構成比率が5歳若返っているとしますと、何と年間1兆7,720億円の削減効果があると推計されております。これは、平成20年の厚生労働白書による平成17年度の国民医療費が33兆1,289億円でありますから、その5.3%に当たる数字であり、歯の健康を保つことは、間違いなく将来の医療費削減に大きく貢献するものと考えられますが、県は歯科診療と医療費の関係についてどのように考えられるのか、お聞かせください。

このように、歯や口の健康は健康長寿づくりに寄与し、将来の医療費抑制にも大きく貢献するものと考えられますが、その効果を発揮するためには長期的視点による対策が必要であり、また地域によって取り組みに格差が生じないように、市町村等においても責務と役割を担っていく必要があります。そのため、新潟県では全国に先駆けて平成20年7月に新潟県歯科保健推進条例を制定し、県や市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者及び県民の責務や役割を明らかにされたところであります。さらに、北海道でも今月16日に北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例が議決されたと聞いております。また、現在、国会においても口腔保健法の制定に向けた動きがあると聞いております。

島根県におかれても、口腔保健対策については、平成10年度に8020推進10カ年構想を策定され、現在はこれに見直しを加えた10カ年構想後期5カ年計画に基づき、県民がみずから行うセルフケア、歯科医院で行われるプロフェッショナルケア、行政が行う保健指導などのパブリックケアが連携し、切れ目のない対策に積極的に取り組まれているところでありますが、今後将来にわたり8020推進の取り組みをさらに発展させ定着させていくためには、新潟県や北海道に見られるような口腔保健推進条例の制定が必要であると考えております。

このように口腔保健の取り組みが拡大する中、今後、国や他県の動向を注視する必要がありますが、がん対策におけると同様、口腔保健においても島根県の先進性を示していただきたいと思いますが、県はどのようにお考えでしょうか。

最後に、がん対策についてであります。

平成17年6月に、全国癌と共に生きる会の会長で

あった出雲市の佐藤均さんが亡くなられてから、丸4年になります。そして、佐藤さんが心血を注がれたがん対策基本法が制定されてから、6月23日であろう3年目を迎えております。

この間、国のがん対策推進計画策定を受けて、現在までに46都道府県でがん対策推進計画が策定され、全国においてがん対策の充実に向けた取り組みが進んでおります。本県においては、平成19年9月に、全国初のがん対策条例であります島根県がん対策推進条例が制定され、平成20年3月には、この条例の趣旨を反映した島根県がん対策推進計画が策定されて、がん予防や●緩和●ケアの推進、がん患者や家族への支援などの対策が本格的にスタートしたところであります。

そして、昨年5月、医療政策に関するシンクタンクである日本医療政策機構が都道府県のがん対策推進計画を独自に採点した結果、島根県が2位以下を大きく引き離して全国一の高得点を獲得いたしました。このことは既に昨年11月定例会の一問一答質問で佐々木議員が取り上げられ、この答弁の中で、計画作成段階からがん患者の方々と意見交換を行い、実情を踏まえて具体的な目標数値を設定したことなどが評価されたものとお聞きをいたしました。

ところが、今月、国立保健医療科学院の研究者を中心とした独自の研究で、各都道府県のがん対策推進計画を独自に採点をして偏差値を算出したところ、都道府県によりその内容や質にばらつきがあり、しかも最下位は島根県であったという新聞報道を目にいたしました。ランキングというものはとかくひとり歩きしがちなものであり、とりわけ、さきの日本医療政策機構による高評価でがん対策先進県と認識されながら、一転最下位という評価が発表されますと、落差が激しいだけに、さきの評価は何だったのかと受けとめられ、過大評価であったとの誤解が生じる可能性があります。

この国立保健医療科学院の研究者等による今回の評価は、評価対象となった項目が計画書そのものに直接記載されているかがポイントとなっているように見受けられます。例えば、島根県で既に取り組みされているたばこ対策を初めとするがん予防対策や、把握されているがん診療連携拠点病院の整備状況など、医療資源の現状や計画ががん対策推進計画書そのものに記載されていないことで点数が大きく落ちるなど、やや表面的な評価になっているのではない

かと見ております。

一方、昨年の高評価は、全国2位にあるがん死亡率を減らしたいという県民の願いに対してどのような決意で取り組んでいくのかという取り組み姿勢が高く評価されたものであると見ていますが、執行部は2つの評価についてどのように考えているのか、お聞かせください。

さて、島根県がん対策推進条例が誕生して以降、がん対策については県内の機運は盛り上がりを見せており、条例制定の翌年には我々ががん対策推進議員連盟も働きかけを行い、高度医療機器の整備のため、難病研究所にがん対策募金が設けられましたが、民間事業者の発案によるバナナ募金などの心強い協力を得て、現在までに3億3,000万円を超える寄附が寄せられております。また、患者と家族への支援を目的に県内に開設されたがんサロンは、条例制定当時の9カ所から22カ所にまで拡大して、患者団体のネットワークも活性化し、がんサロン先進県と言われるまでになったと伺っております。さらには、平成19年2月には出雲市で出雲市がん撲滅対策推進条例が制定されるなど、市町村による独自の取り組みも見られるようになっております。また、このたびの6月補正予算においても、浜田医療センターへのPET-CT整備や第1回全国がんサロン交流会への支援等に積極的に取り組まれることとされており、今後、がん医療水準の向上や患者への支援がさらに前進することを期待するものであります。

しかしながら、このような成果の一方で、いま一つ立ちおけておりますのが、がんの予防対策、とりわけ条例にもうたわれておりますがん検診の受診率の向上対策であります。平成19年度に市町村が実施したがん検診について見ますと、本県の受診率は、胃がんなど5大がんと言われるがんすべてにおいて全国平均より低いという結果となっております。一方、お隣の鳥取県では、5大がんすべてにおいて受診率が全国平均を上回り、しかも、例えば胃がんの全国平均11.8%に対し本県は5.5%、鳥取は26.8%と大きく差が開いております。受診率については、対象●者数●のとらえ方などが統一されていないため、必ずしも正確な実態をあらわすものではないと言われておりますが、これだけの差を看過することはできないのではないのでしょうか。

そこでまず、県内市町村におけるがん検診の受診率や、その向上に向けた取り組みの現状をどのよう

に認識され、その原因をどのように分析されているのか、伺います。

あわせて、がん検診の受診率向上について、これまでに県としてどのような取り組みが行われてきたのか、お聞かせください。

なお、聞くところによりますと、鳥取県では多くの市町村が、対象となる住民に直接はがきを送って受診を呼びかけており、さらに全市町村で休日がん検診が可能になるよう、今年度から、市町村が休日に検診車を使う場合に休日割り増し費用の一部を県が負担するとのこととあります。また、山口県では今年度、休日、平日夜間の検診をする医療機関に対し、乳がんの1次検診など一部のがん検診について、休日出勤や残業をする医師、看護師らの時間外手当を補助する方針であると報道されております。本県においても、受診率をさらに押し上げるためには、市町村への呼びかけはもちろんのこと、他県に劣ることのない受診への強い誘導策が必要と考えます。

そこで、県におかれましては、今後市町村が行う受診対象者への積極的なPRや、受診の利便性を高めるための取り組みに対し、支援を行うお考えはないか、また受診者の負担を軽減するため何らかの支援措置を行うお考えはないか、伺います。

また、条例制定以降、患者団体と企業がタイアップして乳がん検診を呼びかけるキャンペーンを行ったり、企業が自社の新聞折り込みチラシにがん検診を呼びかける記事を掲載するといった動きが見られるようになったと伺っております。こうした動きをさらに広げ、県民を挙げてのムーブメントに発展させることによって啓発効果を高めていく取り組みも必要と考えますが、県としてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

このように、鳥根県がん対策推進条例制定以降2年半にわたり官民挙げてさまざまな対策に取り組み、成果も上がってきたところですが、受診率につきましては全体的な位置づけはまだまだ低く、さらに向上を図っていくためには、先ほど申しましたような対策を含め、あらゆる方面からの取り組みが必要になってくるものと思っております。

そこで、今後は県民全体が参加してこの問題に取り組むべく、受診率向上に向けた県民運動としてさらなる機運の盛り上げを図っていくことが必要と考えますが、これにつきまして、知事の所見を伺いま

す。

冒頭に申し上げました佐藤均さんは、この苦しい思いをほかの方や身内にもう二度とさせたくない、日本のがん医療のおくれを取り戻すべく、病を押して活動を続けられましたが、なぜ患者がそこまでするのかという問いに対し、次のように答えられています。随分多くのがん患者が困っている。だから、これはだれかがやらなければならない。大きな目標を動かすためには、多少の犠牲はどうしてもそこに発生するんです。

今日、もはやその大きな目標は、がん患者の方々だけのものではありません。我々はいま一度佐藤さんの志に思いをいたし、同じ目標に向けしっかりと、そして迅速に取り組んでいかなければなりません。既に成果があらわれ始めたものもごございます。がん予防につきましても、一日も早く着実な成果があらわれますよう、県におかれましてもいま一步踏み込んだ取り組みを要望し、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（田原正居） 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

○知事（溝口善兵衛） 私からは、高津川水系の河川整備計画に関連した質問と、がん対策の関連についてお答えいたします。

高津川水系の河川整備計画は、御指摘のように昨年7月に国交省が地域住民の方々あるいは学識経験者、県、市を初めとした関係機関の意見を聞きながら策定されたものであります。公害被害から住民の生命、財産を守る治水対策はもとより、清流高津川の豊かな自然の環境や美しい河川景観に配慮した計画になっていると考えております。県としましても、国においてはこの整備計画に基づきまして一層の整備促進を図っていただきたいと考えているところであります。

次に、今、国において進められております地方分権に関連しまして、事務事業が地方に移譲されるということが進んでるわけでありまして。そういう中で、各省に、国に移譲すべき事務事業はどんなものがあるかという検討が進められ、その中で国交省は昨年、河川につきましては大体県内で水源から河口までが完結する河川については地方に移譲しようという考えで、そういう中に高津川も入っておつたと、こういうことでありますね。ほかにも幾つか

あるわけです。

知事会でも議論になりまして、私はこの問題につきましては、道路と似たようなことなんですけども、整備が一定の直轄事業を前提にして財源の手当てがなされながら行われてきたけども、あるときその分を地方に突如移管するといっても、特に整備計画ができてないとか、まだ整備が進んでないようなところをすぐに移管されても、これは県も大変難しい状況になりますから、やはりある程度国でそういう整備計画をつくってるところはかなり整備を進め、あるいは整備計画ができてないところは整備計画をつくって、ある程度一定水準まで整備を進めてから地方に移譲するのが合理的ではないかという主張を知事会なんかでいたしまして、大体知事会としてはそういう方向で行こうということになり、国交省にも、ほかの事業もそうですけども、事務事業の移管に関して知事会などの意見を調整をしまして、現段階では国交省もそういう考えで臨みたいということになっておると思います。したがって、高津川に限らず、そうした問題につきましては地方からそういう対応をしておりますから、具体的に高津川につきましても早く整備を進めていくと、そうすれば地方に移譲する時期も早くなるということでもあります。

いずれにしても、河川の改修というのは巨額な金がかかるわけでありまして、それから、技術とか要員も必要なわけでありまして、したがって、そういうものを手当てしながら地方に事務事業を移管するというのを考えなければいけないわけでありまして、そういう方向に向かいますから、そういう方向に向かいますから、引き続き高津川につきましてもそういう観点から国に対して要望要請を行っていくという考えであります。

それから、がんの受診率についての御質問がありました。

御指摘がありましたように、島根県ががんの受診率が全国的にも低いということでもあります。このがんの検診というのは市町村が行っているわけですね。医療というものは市町村が行う事業に、保険事業がそうございますから、そういうことになっております。県は市町村が行う事業を相談を受けたり、あるいは国の指針に沿って、市町村を必要があれば指導していくという立場であります。

しかし、御指摘のように、いろいろな原因を見ますと、市町村が行う受診の呼びかけ、はがきで

行うとか、そういうことが必ずしも島根県の市町村で行われてないとか、あるいはもう一ついろいろ聞きますのは、やはり勤めてる人などは休んで受診に行くというのはなかなか難しいといった事情があるようでもありますから、御指摘がありましたように休日受診が可能になるというようなこともほかの県などでは行われておるわけでありまして、そうした総合的な対応をしなければいかんわけでありまして、ただ、これ実施するのは市町村でありますから、市町村に対しまして我々もよく相談をしたり、具体的な対応につきましてはこの後部長のほうからお答えすると思っておりますけども、検討し、島根県全体でがんの受診、予防につながる受診を、受診率を高めるような努力を県としても行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（田原正居） 錦織健康福祉部長。

〔錦織健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（錦織厚雄） 私からは、口腔保健とがん対策についてお答えをいたします。

まず、歯科診療と医療費の関係に関する認識についてでございます。

先ほど議員から、日本歯科医師会の研究成果をお聞きをいたしました。県として歯科診療が医療費を抑制するというデータは持ち合わせておりませんが、一般論といたしましては、歯の健康を保つことが医療費の抑制につながるのではないかと考えております。

また、本県では平成19年度に、高齢者の残存歯数、残っている歯の数のことでございますけども、その残存歯数と歯科医療費の関係について分析を行っております。その結果、歯科受診率の向上は残存歯数をふやすということや、定期的な受診や予防管理、早期治療のための受診者の増加がレセプト1件当たりの歯科医療費を抑制するという傾向が認められ、口腔の管理が重要であるということが再認識されたところでございます。

また次に、県における歯科保健の取り組みについてでございます。

島根県では、80歳で20以上の歯を保とうという8020推進10カ年構想に基づきまして、虫歯予防、それから歯周疾患予防、口腔ケアの提供体制整備や人材育成などの推進基盤の強化を図っておるところでございます。歯科保健の取り組みは重要であると認識をしております。

議員御指摘の口腔保健推進条例の制定につきましては、現在、国会で歯の健康の保持の推進に関する法律案の審議がされております。現時点では、こうした動きや他県の条例制定の状況等も踏まえる必要があると考えております。

続きまして、がん対策についてお答えをいたします。

まず、島根県がん対策推進計画の評価についてであります。

島根県のがん対策推進計画は、計画策定段階から患者さんに参画いただくとともに、患者団体さんや県民の皆様からいただいた、島根のがん医療はこうあってほしいという切実な思いを十分反映させたものでございます。昨年、日本医療政策機構からは、このような計画に込めた島根県のがん対策に対する取り組み姿勢を高く評価されたものと受けとめております。

一方、今回の国立保健医療科学院の研究者等による評価は、議員御指摘のとおりでありまして、やや表面的な分析であり、残念に思います。ただし、今回の評価で指摘された中には、島根県の取り組みのおくれから現計画に盛り込めなかったような項目もあります。例えば、効果的ながん予防対策を講じるために地域ごとのがんの発生状況などを把握する地域がん登録、放射線機器の整備計画及び5大がんの一つである肝がん対策等でございます。これらにつきましては、今年度、計画を見直しまして、適切な形で盛り込んでまいります。

次に、がん検診受診率の向上に向けた取り組みについてであります。

本県におきましては、市町村が実施するがん検診の受診率が全国と比較して全体的に低いことは認識しております。その主な要因としては、御指摘もございましたが、鳥取県も含め他県においては個別通知によりまして対象者に直接呼びかける方法が広く行われ、受診率が高くなっているのに対しまして、本県では個別通知を実施している市町村が一部にとどまっていることが影響しているのではないかと考えております。

これまで受診率向上については、実施主体でございます市町村の自主的な取り組みにゆだねる一方で、県としては、がんの見落としや誤診を減らすなど、検診の質の向上を図る取り組みを中心に進めてきておりました。そういう結果、市町村への働きか

けや県民への啓発という面では必ずしも十分ではなかったと認識しております。

こうした中で、平成19年度に策定しました島根県がん対策推進計画を契機に、検診受診率向上を県の重要施策として位置づけまして、チラシやポスターの作成でありますとか、患者会や企業との連携による新たな手法の啓発活動を展開するなどの取り組みを強化しております。今後はさらにこれらの活動を発展させたいと考えております。

次に、市町村が行う検診の啓発や利便性を高める取り組みに対する支援についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、市町村が行う検診受診率を向上させるためには、対象者に直接呼びかけることが効果的であるとの考え方から、全市町村に対して、今回、緊急雇用創出事業を活用して、受診対象者に個別通知を行うことを働きかけたところでございます。

また、検診受診の利便性を高める取り組みについては、効果を上げておられる市町村の事例を参考に検討したいと考えております。例えば、益田市では昨年度、夕方に子宮がん検診を行われ、仕事帰りの若い世代が多く受診されております。また、松江市では今年度、休日に乳がん検診車による検診を実施されておまして、定員の3倍を超える申し込みがあったと聞いております。特に都市部においては、このように休日や夜間に検診を実施するなど利便性を高めることで、受診率の向上が見込まれると考えております。

また、受診者の負担軽減につきましては、市町村が実施する各種がん検診の自己負担額は、平均をいたしまして170円から1,770円と低額でございまして、受診率に大きく影響するほどの負担になっているものとは考えておりませんが、今年度、女性特有のがん検診推進事業が国の補助事業として実施されます。これは、子宮頸がんと乳がんの節目年齢の対象者に検診手帳と無料クーポン券を配布して受診を促すというものでございます。今後はこの成果も見きわめた上で、有効な対策を検討してまいります。

次に、県民が中心となった啓発効果を高める取り組みについてでございます。

啓発効果を高めるためには、検診受診について、行政だけでなく県民も一緒になった大きな動きをつくるのが大切でございます。島根県では、健康づくりを県民運動として進めるために、健康長寿しま

ね推進会議を設置をいたしまして、多くの関係団体の皆さんと連携して取り組んでおりますが、昨年度からがん検診の受診率向上を重点目標に掲げまして、さまざまな啓発活動に取り組んでおります。

その中で、新しい方法の一つとして取り組んでおりますのが、民間事業者や患者団体等と連携した官民協働による啓発活動でございます。昨年度、ある事業所さんにおきましては、県と協働され、新聞の折り込みチラシへのがん情報掲載や、店内での啓発コーナーの設置等の取り組みを行われておりまして、行政施策だけでアプローチできなかった若い世代に情報提供ができるなど、効果を上げたところであります。今年度はこのような事業所をがん検診啓発協力事業として登録する制度を設けたところでございまして、多くの事業所に登録していただいて、行政とともに啓発活動に取り組んでもらいたいと考えております。以上でございます。

○議長（田原正居） 石垣農林水産部長。

〔石垣農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（石垣英司） 私からは、漁業の担い手対策についてお答え申し上げます。

漁業の担い手を確保育成するためには、新たに漁業への就業を希望する人をまず募り、一たんその希望された方が就業した際には、その後、自立した経営が可能となるまでの支援体制を充実するとともに、漁業者としてやっていけるだけの一定水準の収益を確保するための魅力ある漁業経営の確立が必要であります。このため、新たな農林水産業・農山漁村活性化計画におきまして、担い手の確保・育成プロジェクトを実施しているところであります。

具体的な内容でございますが、まず漁業協同組合が行う求人活動、相談窓口の設置、あるいは求人求職情報の提供など、さらには一本釣りなどのような漁業技術を習得向上させるための研修事業、こういったものに対して支援を行っております。また、こういった研修が終了後に自立して漁業経営を開始しようとする担い手に対しましては、その経営の安定化を図るために、市町村を通じまして資金の貸し付けを行っているところであります。

この資金についてでございますが、平成21年度からは貸付枠を拡充いたしますとともに、貸付対象年齢、貸し付けが可能となる年齢でございます。これを50歳程度まで引き上げるという形で、より高い年齢の人も貸し付けの対象にするといった、こういっ

た制度の充実を図ってきているところでございます。

さらに、浜田、隠岐の水産高校の生徒を対象といたしまして、地域との連携を図りながら漁業の魅力を理解してもらうためのまき網漁船等への乗船の体験といったような新たな取り組みも進めております。また、もう一点、魅力ある漁業経営、もう少しはっきり言いますと、もうかる漁業を実現するために、ベテラン漁業者を活用した高度な漁業技術の伝承あるいはイワガキの養殖、アジ等を対象といたします底建て網のように地域の特性に合った漁業の普及、刺し網などのような複数の漁船漁業と養殖業などを組み合わせた形で周年一年間を通じた操業が可能となるような経営モデルの実現等にも、水産普及員の組織のネットワークも活用しながら取り組んできているところでございます。

今後ともこういった取り組みを、国の支援事業も活用しつつ、市町村、漁協、漁業関係者、普及員、水産技術センター、こういった関係する部門、関係する方々が連携を図りながら、意欲のある担い手の確保育成を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田原正居） 藤原教育長。

〔藤原教育長登壇〕

○教育長（藤原義光） まず、今春の大学の進学状況についてお尋ねがありました。

県の教育委員会で調査した結果によりますと、今春、4年制と短期大学への進学者は、普通高校、専門高校、全高校卒業生の48.5%でありまして、過去4年の中でも最も高い率でありました。4年制の大学の入学者のうち、内訳でいいますと、国公立大学が先ほどの全卒業生の19.2%、これは横ばいでありまして、私立大学は19.1%であります。これは徐々に近年増加しておりまして、過去4年の中では最も高い値でありました。

また、現在、いわゆる浪人中で受験を目指している生徒は、全卒業生の約6%でありました。近年、浪人は減少傾向にあります。その理由としては、浪人による経済的負担を避ける傾向があるということと、全般に大学に、全体の定員からしますと大学に入りやすくなってきているということが言えると思っております。

次に、基礎的な能力の向上、学力向上対策についてであります。



平成18年度から島根学力向上プロジェクトを開始し、学力調査の分析結果に基づいて、小中学校の家庭学習の充実を第一に掲げまして、強力に取り組んでおります。高校の学力向上対策は、こうした義務教育段階での学力養成を基盤に行うこととなります。

今年度より、高校の学力向上対策については、統括する調整官を高校教育課に置きまして、島根学力向上プロジェクトとして新たな事業に取り組みます。その第1として、県内の高校をつないで、これまで各学校が蓄積していたノウハウを共有いたしまして全体のレベルアップを目指す「チームしまね」進学対策事業という名前をつけまして展開をいたします。2番目に、5教科の各教科ごとに教員2名が教科のリーダーとしての力量をつけるべく、1年間の研修に取り組むことにいたします。3番目に、中学校と高校の学力向上対策につなげるために、中高連携ステップアップ事業と銘打ちまして、効果的な指導法をつくり出していこうと考えております。

8月には、全県から生徒を募り、夢実現進学チャレンジセミナーと銘打った勉強合宿を行います。合宿を通して県内の高校生同士が互いに学び合い、高め合ってくれることに期待しております。また、島根大学医学部による講義や実習によって、セミナーが医師確保対策としても有効なものになることにも期待を持っております。

ただいま申し上げましたことのほかに、専門高校やスーパーサイエンスハイスクール指定校で行われております研究発表によるプレゼンテーションの能力の養成、あるいは朝読書などの実施による言語能力を高める取り組みなど、基礎的能力の向上に向けた取り組みが各学校の工夫によって従来から行われております。これまでのこうした取り組みと新しい取り組みとが相まって、個々の生徒に応じた学力が養成されるよう、事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田原正居） この際しばらく休憩し、午後1時から再開いたします。